あきる野市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月3日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第152号)の施行による、印鑑登録証明事務処理要領(昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知)の一部改正に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市印鑑条例の一部を改正する条例

あきる野市印鑑条例(平成7年あきる野市条例第99号)の一部を次のように改正する。 題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 印鑑の登録(第3条-第16条)
- 第3章 印鑑登録の証明(第17条―第20条)
- 第4章 雑則(第21条-第24条)

附則

第3条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第1項中「当該登録申請者」を「登録申請者」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第3項第1号中「市長の」を「市長が」に改め、同条第5項中「市長の」を「規則で」に改める。

第7条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」を加え、「住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第8条第3号中「氏名(」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同条第8号中

「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第15条中「当該印鑑の登録」を「当該印鑑登録者の印鑑登録」に改め、同条第5号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。